

基山町監査委員告示第1号

令和7年2月4日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和7年3月28日付けで請求人に通知したので、次のとおり公表する。

令和7年4月1日

基山町監査委員 太 田 博 史

基山町監査委員 中 村 絵 理

住民監査請求に基づく監査の結果について

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人 基山町在住 A

2 請求書の提出日 令和7年2月4日

3 請求書の受理

(1) 請求書の補正

令和7年2月4日に提出された請求書の内容に不備が認められたため、同月5日に補正を求めた。

請求人は、同月12日付けで補正書を提出した。

(2) 請求の要件審査

本件住民監査請求は、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年2月13日に受理を決定した。

4 請求の要旨

本件請求書に記載された要旨は次のとおりである。

(以下、請求書に記載された請求の要旨及び事実証明書の原文を掲載する。)

(1) 請求の要旨

令和6年SAGA2024国スポ・全障スポが開催され、基山町では基山（キザン）の西側草原の斜面を利用してデモンストレーション競技として草スキー大会が開催された。

草スキー大会に向けて、令和6年基山町議会第1回定例会（3月議会）で基山公園草スキー場保全工事費800万円、基山公園草スキー場保全管理委託料100万円の予算が可決された。

その後、競争入札によらない随意契約で基山公園草スキー場保全工事は、7,986,000円、基山公園草スキー場保全管理委託は997,700円で県外（宮崎県）事業者と契約して工事及び保全管理が行われている。

これは、基山町契約規則第27条及び第28条に違反し、また地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に該当せず、違法な契約にあたる。また、予算額は基山公園草スキー場保全工事800万円、基山公園草スキー場保全管理委託100万円だが、入札予定価格は予算額から担当職員人件費や諸経費を差し引

き、予算額の9割で積算される。よって、基山公園草スキー場保全工事の入札予定価格は720万円、基山公園草スキー場保全管理委託の入札予定価格は90万円が相当である。

発注者の松田一也基山町長は基山町に基山公園草スキー場保全工事で786,000円、基山公園草スキー場保全管理委託で97,700円、合計883,700円の損害を与えたことになる。

以上、基山町監査委員において、随意契約に至った経緯を明らかにされ、松田一也基山町長は損害賠償額883,700円を基山町へ返還することを請求する。

(2) 事実証明書

① 基山町契約規則に違反している事実証明

基山町契約規則第27条（随意契約によることができる金額）に基山公園草スキー場保全工事は該当しない。

基山町契約規則第27条第1項では工事または製造の請負を130万円以下と定めている。基山公園草スキー場保全工事の契約金額は7,986,000円で、今事案は該当しない。

基山町契約規則第28条では、契約担当者は随意契約をするときは2人以上の者から見積書を徴さなければならない、と定めている。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない、と第1号から第5号に定められているが今事案はいずれも該当しない。

また第28条第2項にも該当しない。基山公園草スキー場保全工事及び基山公園草スキー場保全管理委託はいずれも見積書は契約受注者1社からしか徴しておらず違反している。

よって、基山公園草スキー場保全工事は基山町契約規則第27条及び第28条に違反している。また、基山公園草スキー場保全管理委託は基山町契約規則第28条に違反している。

② 地方自治法施行令に違反している事実証明

地方自治法施行令第167条の2第1項では、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とすると定めて、第1号から第9号を掲げている。

第1号は、随意契約によることができる金額を、市町村は130万円と規定し、基山公園草スキー場保全工事はこれを超える契約金額7,986,000円であり、今事案は該当しない。

第2号は、その性質又は目的が競争入札に適しないもの（以下、「第2号随意契約」という。）であり、今事業は該当しない。

第3号は、身体障害者福祉法等の規定による契約を定めたものであり、今事案は該当しない。

第4号は、新商品の買い入れ契約を定めたものであり、今事案は該当しない。

第5号は、緊急の必要により競争入札に付することができないもの（以下、「第5号随意契約」という。）を定めたものであり、今事案は該当しない。

そもそも、国民スポーツ大会に向けてのプロジェクト事業であり、令和6年1月に佐賀県からの補助事業として認可を受け、2月に事業内容が決定している。4月22日に県外（宮崎県）業者と随意契約することなく、町内入札参加造園会社と競争入札をする時間的余裕はあった。

基山公園草スキー場保全工事が特殊なロール芝（1枚10㎡）使用を施行条件になっていることは随意契約の正当性にはならない。県外（宮崎県）事業者は販売事業を行っており、町内造園会社は購入して施工も出来るし、県内又は隣県の芝販売業者もロール芝の取り扱いが可能であり、随意契約の正当性はなく、今事案は該当しない。

第6号は、競争入札に付することが不利と認められることを規定していて、今事案は該当しない。

第7号は、時価に比して有利な価格で契約できることを定めていて、今事案は該当しない。

第8号は、入札不落等を定めていて、今事案は該当しない。

第9号は、落札業者がその後の契約を締結しないことを定めていて、今事案は該当しない。

よって、基山公園草スキー場保全工事は地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号に該当せず、違反している。

また、基山公園草スキー場保全管理委託は地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号から第9号に該当せず、違反している。

③ 基山町入札参加資格申請不備の事実証明

随意契約業者は県外（宮崎県）であり、入札資格参加審査申請をしておらず、随意契約そのものに不備がある。

基山町では入札によらない随意契約の相手方においても、原則、入札参加資格審査申請が必要ですのでご注意くださいと記載されているが、随意契約業者は令和6年度の入札参加資格審査申請をしていない。原則と記載されているのは、災害や緊急を要する突発的な工事等での特例を認めるためであり、今事案は該当しない。仮に、草スキー大会のために特殊なロール芝を使用して、工期が制限されていたとしても町内の入札参加造園会社で対応できる工事であり、

県外（宮崎県）の事業者との随意契約は無効といえる。

以上、3点が違法な契約にあたる。

④ 基山町に与えた損害額の事実証明

令和6年基山町議会第1回定例会で可決されたのは予算であり、入札予定価格は予算額から担当職員の人件費、職務遂行の諸経費を差し引かなければならない。差引額は工事内容及び管理委託内容によって差があるが、今事案の工事内容及び管理委託内容からすると基山町の予算額と入札予定価格の差は平均1割とし、今事案の入札予定価格は予算額の9割とするのが相当といえる。

つまり、基山公園草スキー場保全工事の入札予定価格は7,200,000円、基山公園草スキー場保全管理委託の入札予定価格は900,000円となる。

しかし、契約書では基山公園草スキー場保全工事は契約金額7,986,000円、基山公園草スキー場保全管理委託の契約金額は997,700円になっている。入札予定価格を超える契約は無効であるが、工事及び管理委託は履行されているのを勘案しても、入札予定価格を超えた金額は基山町に損害を与えたことになる。

つまり、基山町は基山公園草スキー場保全工事で786,000円、基山公園草スキー場保全管理委託で97,700円、合計883,700円の損害を被ったことになる。

発注者である松田一也基山町長は基山町に対して、損害額883,700円を返還するように求める。

以上、事実証明とする。

関係資料として、以下の資料を添付する。（掲載は略す。）

- (ア) 基山町契約規則
- (イ) 地方自治法施行令第167条の2
- (ウ) 令和7・8年度基山町競争入札参加資格申請
- (エ) 基山公園草スキー場保全工事契約書
- (オ) 基山公園草スキー場保全管理委託契約書
- (カ) 基山公園草スキー場保全工事見積書
- (キ) 基山公園草スキー場保全管理委託見積書

5 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年2月20日に請求人からの陳述の機会を設けた。新たな証拠の提出はなかった。

なお、請求は請求書に基づいて行われる行為であって、陳述は単にその補充的意味を持つにすぎないので、請求の要旨の範囲を超えてなされた陳述は、これを採用することはできない。

第2 監査の実施

1 監査の期間 令和7年2月4日から令和7年3月24日まで

2 監査の対象課 産業振興課及び財政課

3 監査の対象事項

(1) 監査対象となる財務会計上の行為

次の2件の契約締結を監査対象とする。

契約日	令和6年4月22日	令和6年7月19日
件名	基山公園草スキー場保全工事	基山公園草スキー場保全管理委託
契約金額	7,986,000円	997,700円
受注者	宮崎県 甲	

(2) 監査の着眼点

- ① 本件契約を随意契約で締結した事務手続について、違法性又は不当性は認められるか。
- ② ①の結果を踏まえ、町に損害が発生しているか。
- ③ ②の結果を踏まえ、措置を勧告する必要があるか。

4 関係職員の陳述

令和7年2月25日、3月11日及び3月14日に当該契約事務を担当する産業振興課長、ブランド化推進室長及び財政課長の陳述を聴取した。

概要は次のとおりである。

(1) 当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項で定めている随意契約によることができる場合に該当するか。

(前記の第1の4(2)②の事実証明に対する陳述)

- ① 甲社は、九州で唯一大型ロール芝を製造する事業者であり、かつ、傾斜地での大型ロール芝の施工実績があります。このことから、これまで地元の造園業者により野芝しか施工していない基山（キザン）という急傾斜地で初めて大型ロール芝での施工を確実に実施できるのは当該施工業者しかいないため、「第2号随意契約」の「競争入札には適さないもの」に該当すると判断しました。

- ② また、「第5号随意契約」の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当すると判断した理由は、次のとおりです。

県から国スポに係る基山（キザン）の整備事業について、補助の採択があり本事業の内容が2月に決定し、3月議会の議決を受け3月下旬から準備を進めました。9月21日開催の国スポデモンストレーション草スキー大会に芝の活着を絶対に間に合わせる必要があり、草スキー大会の安全性を確保するために芝の活着期間を最低3ヶ月以上とすると、4月中の契約が必須であったためです。

なお、一般競争入札の手続を実施した場合には、5月10日以降の契約になる可能性があり、芝の活着期間がとれないおそれがあったため、県の担当課にも随意契約による事業実施の了解を得ています。

また、今回の基山公園草スキー場保全管理委託業務につきましては、町内造園業者に事業の見積り提出が可能であるか相談しましたが、施工業者ではないので見積り提出はできないとの回答を受けました。また、工事施工業者と保全管理業者が異なることにより、芝の管理責任の所在があいまいになることが懸念されたため、一連の業務として本工事施工業者による水やりや施肥などの芝の活着管理を行うことが最も適していると判断し、本工事施工業者1者からの見積徴取としています。

- (2) 基山町契約規則第27条、第28条に違反しているかどうか。

(前記の第1の4(2)①の事実証明に対する陳述)

- ① 基山町契約規則第27条では、工事又は製造の請負の場合に随意契約ができる金額を130万円以下と規定しておりますが、上位法（第2号随意契約及び第5号随意契約）の規定に基づき、随意契約を行っております。

- ② また、基山町契約規則第28条では、随意契約を行う場合は、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとしておりますが、同条第1項第1号に「契約の目的、性質により契約の相手が特定されるとき」に該当し、1者で随意契約を行いました。

- (3) 基山町入札参加資格申請で不備があるか。

(前記の第1の4(2)③の事実証明に対する陳述)

指名願い（入札参加資格申請）はあくまで指名競争入札の際に指名する業者を選択するために提出いただくものです。本町では、随意契約をする場合におい

ても指名願いが出されている事業者と契約するようにしておりますが、今回の事業の緊急性を考慮すると、指名願いが出されていない事業者との契約も有効であると判断しています。

国の予算決算及び会計令の第100条の3第3号の規定では「第72条第1項の資格（入札参加資格）を有する者による一般競争、指名競争～」又は「随意契約による～」と規定されています。資格（入札参加資格）を有するの文言は「一般競争、指名競争～」に係っており、「随意契約による～」には、係っておりません。このことから本町では、入札には入札参加資格を有している必要がありますが、必ずしも随意契約には入札参加資格を有している必要はないと判断しています。

（４） 基山町に損害が発生しているか。

（前記の第1の4（2）④の事実証明に対する陳述）

請求人が主張されている「入札予定価格は予算額から担当職員の人件費、職務遂行の諸経費を差し引き、予算額の9割とするのが相当」ということについては、本町では入札予定価格を予算額の9割とはしておらず、事業ごとに決定しております。

今回の基山公園草スキー場保全工事と基山公園草スキー場保全管理委託については、それぞれ800万円、100万円の予算額としています。本町設計による予定価格も同額で設定をしておりますので、それぞれ予定価格内での契約をしております。契約は有効であり、町への損害はありません。

なお、今案件は、安全面と施工が早い事を考慮し、芝の継ぎ目が少ないロール芝を採用しました。基山（キザン）の一番高く、急傾斜の場所で草スキー大会を開催しましたが、事故や大きなけがもなく子どもから大人まで安全に楽しく大会を終了したことは、基山（キザン）の草スキーのPRだけでなく、今後の観光誘客にもつながる大きな成果があったと思っております。

（５） 関係職員の意見の事実を証する書類として提出されたものは次のとおりである。事実関係は通常の監査の方法で確認している。（掲載は略す。）

- ① 基山町契約規則第27条、第28条（抜粋）
- ② 地方自治法施行令第167条の2（抜粋）
- ③ 逐条地方自治法（学陽書房）（抜粋）
- ④ コンシェルジュデスク（第一法規出版）（抜粋）
- ⑤ 予算決算及び会計令第72条、第100条の3（抜粋）

- ⑥ 令和6年度工事内訳表による落札率
- ⑦ 甲社の会社案内
- ⑧ 基山（キザン）公園草スキー場保全工事（年度別）
- ⑨ 甲社の一般競争参加資格審査申請書（宮崎県新富町）
- ⑩ 甲社の見積書
- ⑪ 基山町の諸経費計算表（基山町作成）
- ⑫ 検査結果報告書（基山町作成）
- ⑬ 工事写真台帳
- ⑭ 随意契約ガイドライン（基山町作成）

第3 監査の結果

1 監査委員の判断

「請求人の請求の要旨」及び「関係職員の陳述」を踏まえ事実関係の確認を行った結果、監査委員の合議で次のとおり判断する。

- (1) 当該契約を随意契約で締結した事務手続について、違法性又は不当性が認められるか。（前記の第1の4請求の要旨（2）①、②、③についての判断）

- ① 当該契約は第2号随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき）に該当するか。

この第2号随意契約の該当性について、最高裁は、その意味について次のとおり判示している。

「当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合」に限定されるものではなく、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」も含まれる。そして、このような場合に該当するか否かは、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的とし

て普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている上記法令の趣旨を勘案し、個々の具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべき」である。(最高裁昭和62年3月20日判決)

(注) 下線は監査委員が付した。

この最高裁判決は、競争入札が不可能又は困難といえない場合であっても、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとして随意契約が許される場合があることを明らかにしている。当該契約が「安全性確保のための大型ロール芝での施工が確実に実施できるのは当該施工業者しかいない」と判断した町の契約担当者の判断は合理的な裁量判断により決定されたもの、と考える。

故に、第2号随意契約に該当すると認められる。

- ② 当該契約は第5号随意契約（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するか。

当該契約が「国スポデモンストレーション草スキー大会に絶対に間に合わせなければならない」等の特別な事情があった事や、競争入札の手續に必要な期間を考慮すると、客観的に見て当該期間中に工事内容を調整した上、競争入札の手續を経て契約を締結することに困難な事情があったといえることができる。

故に、第5号随意契約にも該当すると認められる。

- ③ 基山町契約規則第27条、第28条に違反しているか。

(見積書の徴収)

第28条 契約担当者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。

上記①、②の理由により、第28条についてはただし書(1)に該当すると考える。

第27条、第28条については、町の主張が認められる。よって違反しているとはいえない。

④ 基山町入札参加資格申請で不備があるか。

国の予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定は、つまり、入札の場合には参加資格を有していなければならないが、随意契約は参加資格とは関係ない、という規定である。よって、当該随意契約は無効とはいえない。

なお、契約にあたっては甲社は宮崎県新富町で一般競争（指名競争）参加資格申請（建設工事）をしていることを確認している。

随意契約は、入札参加資格の有無に左右されない契約だが、入札参加資格により、求められる技術力等々の条件を備えた会社であることを確認している。

(2) 基山町に損害が発生しているか。

(前記の第1の4請求の要旨(2)④についての判断)

町は、公共工事の積算業務に活用されている「建設物価」・「積算資料」等に基づいて、当該工事金額を積算している。そして、その積算によって導き出された金額を基に、その工事の予定価格を決定している。

甲社からの見積金額は、その予定価格の範囲内になっている。

当該契約の予定価格は、合理的に、妥当に設定されているといえる。
また、予定価格を超えた契約にはなっていない。

3月14日に草スキー場の履行状況の現場確認を行ったが、適正に履行されていると認められる。

関係職員の「草スキー大会が、事故や大きなけがもなく子どもから大人まで安全に楽しく終了したことは、基山（キザン）の草スキーのPRだけでなく、今後の観光誘客にもつながる大きな成果があった。」という主張は納得できる。費用対効果という見地からしても大いに評価できる結果になっている、と考える。

よって、当契約で町に具体的な損害が発生しているとは認められない。

(3) 措置を勧告する必要があるか。

上記(1)、(2)の判断に基づき措置を勧告する必要はないと判断する。

2 結論

以上のとおり、本件契約に違法性又は不当性は認められない。そして、基山町に損害が発生しているとは認められなかった。「住民監査請求は、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があったとしても、それが市町村に損害をもたらすと認められない場合は対象にならない。」（平成6年9月8日最高裁判決）とされているところ、本件請求には理由がないものとして、これを棄却する。

第4 監査委員の意見

監査を行う中で、今後検討する必要があると思われる点について、次のとおり監査委員の意見を述べる。

（1） 入札参加資格の申請手続について

現在、入札参加資格の申請手続は2年に1回行われているが、今後は、場合によっては年度途中であっても受付が可能になるように検討されたい。

（2） 随意契約ガイドラインのチェックについて

現在、研修資料として随意契約ガイドラインが作成されているが、今回の監査請求の内容についても真摯に受け止め、現在作成されているガイドラインで改善すべき点がないかチェックされたい。

「契約相手の選定基準」、「透明性の確保」について、その方針をガイドラインに盛り込まれたい。

以上